

予算特別委員会（令和3年3月9日～3月22日）

高橋雅成議員の知事職務代理者保留質疑

ジェンダー平等と多様な性の尊重について <3月22日>



（高橋議員） 東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗前会長の発言について質問致します。森前会長は、JOC 臨時評議員会で「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」などと女性差別発言をして批判を浴び、その後辞任しました。



また、森前会長は2月4日の記者会見で、約20分にわたって記者と質疑応答をしましたが、その中で「(世の中には)女性と男性しかいないんですから。もちろん両性っていうのもありますけどね」との発言があり、さらに批判を受けました。これら発言に見られる問題点はいかなるものと考えるか、お伺いします。

（服部知事職務代理者） 森前会長の発言は、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長という社会的に大きな影響力を持ち、また、責任を有する立場の方の発言として、「性別や性的指向を理由とする差別を禁止したオリンピック憲章に反するのではないか」、「性的指向や性自認に対する理解や配慮を欠いているのではないか」、という批判を、国内外から多く寄せられる結果となったことに極めて残念に思っております。

（高橋議員） どういう問題があったのかとお尋ねしたのですが、「批判を浴びました」というのは事実であります。

バルセロナ五輪女子柔道銀メダリストで、日本女子体育大学教授の溝口紀子氏は、「男性、女性、両性」発言は性的マイノリティ（性的少数者）の方に対

して配慮が欠けた、屈辱、差別的な発言だと思いました。セクシュアリティ（性の在り方）が多様化する中で、見識が足りてないのではと思いました。オリンピックにも LGBT の選手や関係者がいます。その人たちにとって両性でくられることは、屈辱的な思いをしたのではないのでしょうか」と。

また、一般社団法人 fair 代表理事の松岡宗嗣さんは、もし、「世の中には女性と男性だけじゃなく LGBT もいる」とおっしゃりたかったのであれば、その発言自体が誤りであり（性的マイノリティの多くは女性または男性であると自認しています）、差別的です。LGBT は「普通」の女性でも男性でもない「特殊な」人々だとカテゴライズしてしまっています。溝口氏が「この発言はもう海外では本当に差別ととらえられるんじゃないか」「性的マイノリティ（性的少数者）の方に対して配慮が欠けた、屈辱、差別的な発言と指摘している通りです」と、おっしゃっています。

ジェンダー平等の文脈で性的マイノリティの支援について語られることが多くなっています。同性パートナーシップ制度を持つ自治体の多くは、男女共同参画の枠組みで LGBTQ のことにも取り組んでいます。SDGs でもジェンダー平等の項目の中に LGBT のことも盛り込まれています。見方を変えると、女性差別の問題と LGBTQ 差別の問題というのは別々のことではなく、出どころが一緒である、同根であるということが言えます。

その差別の「根っこ」にあるものは「ホモソーシャル」や「家父長制」という指摘があります。

「ホモソーシャル」は、アメリカの研究者のイヴ・セジウィックという方が体系化したものです。性的な意味を持たない同性同士の結びつきのこと、平たく言えば、「男同士の絆」と言えると思います。その特徴は、ミソジニー（女性蔑視）とホモフォビア（同性愛嫌悪）で、女性と同性愛者を見下し、排除することで異性愛男性どうしの「絆」を強めようとするものです。

家父長制は、家族形態であるだけでなく、組織において「家長」的な男性を長に据え、崇めるといった権威主義的なありようとして、特に日本で現れています。

私が要望したこともあり、県の人権・同和対策局が「性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック」を作成しました。LGBT 当事者とも意見交換し、その要望を反映した内容になっています。今後、庁内の職員研修で使用す

るとのことです。私も読ませていただきましたが、非常に分かりやすく、性的マイノリティが抱える課題とそれへの対応を解説しています。県は、レインボーガイドブックなども作成しており、今後、さらに性的マイノリティへの県民の理解が進むように努力していただきたいが、如何でしょうか。

（服部知事職務代理者） 県では、これまで、性の多様性をテーマとする県民講座の開催や人権啓発ラジオ番組の放送のほか、性的少数者の人権問題を専門とする講師を企業、行政、学校などの研修会に派遣するなど、さまざまな手法により、性的マイノリティへの県民の理解が進むよう啓発に取り組んできました。

平成30年3月には、「福岡県人権教育・啓発基本指針」を改定し、女性や子ども、高齢者などと同じように性的少数者を、県として人権を守る施策の対象に位置付けました。

これを受けて、昨年度、性の多様性について学べる啓発冊子「レインボーガイドブック」を作成したほか、今年度は、「いろんな性がある、いろんな性があるっていい」をテーマとした啓発動画を制作し、街頭ビジョンでの放映やインターネットでの配信を行ったところです。

来年度は、この啓発動画を各地の映画館でも上映することとしています。

また、職員向けに、日常業務や職場における配慮事項などを掲載した「性の多様性を理解し行動するためのガイドブック」を新たに作成したところであり、今後の職場における人権研修に活用してまいります。

今後も性の多様性について、県民の皆さまの理解がさらに深まっていくよう取り組んでまいります。

（高橋議員） この3月、札幌地裁で画期的な判決が出ました。同性婚を認めないのは違憲であるという判決です。国会でも今年2月、LGBT当事者である尾辻かな子衆院議員が予算委員会第三分科会で同性婚について議論。衆議院法制局から「同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとする考えは十分に成り立ち得る」と踏み込んだ見解を引き出しました。これも画期的です。

全国の自治体で同性パートナーシップ制度が広がり、今年3月現在で79の自治体が導入しています。また、今後導入を予定あるいは導入を検討している自治体は96に上り、合わせると、人口換算で日本の全人口の49.3%、ほぼ半数に当たるということです。都道府県においても茨城県、大阪府、群馬県の1

府2県が制度を導入しています。また、男女共同参画と多様な性の平等参画とともに目指す条例を制定する動きも全国に広がっています。

福岡県は、教育委員会ですが、トランスジェンダーに配慮し、2019年春の県立高校の入学試験で大阪府とともに性別欄をなくす取り組みに先鞭をつけた先進県です。今は全国の41道府県に広がっています。世界は動いています。時代も動いています。人間の心も動いています。一瞬たりとも変化しないものはありません。一見、動かしがたい社会の状況も変わっていきます。

同性パートナーシップ制度の福岡県への導入を、今こそ検討を始める時ではないでしょうか、服部知事職務代理者の見解を伺います。

(服部知事職務代理者) 県では、同性パートナーシップ制度を導入した自治体の運用状況や課題、他の都道府県の動向について、継続的に調査を行っています。

現在、パートナーシップ制度を導入している都道府県は、茨城県、大阪府、群馬県の3府県ですが、これらの府県では、県立病院での手術の同意であるとか、県営住宅の申し込みができる、こういったメリットがあると分かっています。一方、制度の導入について賛否の意見が表面化し、かえって性の多様性に関する理解が進まない恐れがあるという声もあります。制度の利用が進んでいる自治体もあるわけですが、利用の件数が少ないなどの自治体が見受けられます。こういったメリット・課題というものが、分かってきたわけです。

本県では、昨年5月に性的マイノリティの当事者や支援者の皆様と知事との意見交換を行い、参加者からパートナーシップ制度の導入をはじめ、支援の要望が行なわれました。

これを契機として、今年度は2回、人権担当部局と当事者の方々との意見交換を実施しており、そこでいただいた意見を啓発動画や職員ガイドブックの作成に反映させたところです。

引き続き、当事者の皆さんと意見交換をしながら、先ほど申し上げた制度導入に係る課題について検証を進め、同性パートナーシップ制度の導入についての研究をさらに深めてまいりたいと考えています。

(高橋議員) 昨年の9月までですが、全国で同性のパートナーシップの証明、カップルですが、1,300を超えるカップルがこの制度を利用しています。

この方たちが、病院の問題とか、公営住宅の問題とかありますけれども、それ以上に、やはり、社会の一員として、まともな生活者として認められたという、そのことが何よりも大きなことだと思います。

大阪府、茨城県、群馬県におきましても、この制度を利用している方はたくさんいらっしゃいます。福岡市や北九州市、そして昨年導入された古賀市におきましても、多くのカップルの方がこの制度を導入しています。

そういう実態にしっかりと目を向けて、福岡県としても、是非、導入すべきだと思います。

私、この問題をずっとやっていますが、非人道的な扱いが続く限り、やっていきますので、今後とも宜しくお願い致します。